

議案第 44 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 5 月 9 日

三朝町長 吉田 秀光

- 1 財産の内容 町内図書館ネットワーク機器 一式
- 2 相手方 鳥取市永楽温泉町 271 番地
株式会社富士通中国システムズ鳥取事業所
所長 森田 孝
- 3 取得価格 9,051,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 取得の目的 町立みささ図書館の資料をより有効に利活用できるよう、既設ネットワーク機器更新と併せ、町内学校図書館と町立みささ図書館にネットワークを構築して利便性の向上を図る。